

項目名		(1) 地域医療構想の推進		
■ 現状（概要）				
○ 「地域医療構想」は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年の医療需要を推計し、医療機能毎の病床の必要量、施策の方向性(病床の機能の分化及び連携等)を示したもの。				
○ 構想実現に向けて、医療機関の自主的な取組や関係者相互の協議を促進するために、「地域医療構想調整会議」を設置し、必要な調整を行っている。				
○ 鹿児島県地域医療構想の概要（H28. 11月策定）				
1 2025年の病床の必要量、在宅医療等の需要（鹿児島保健医療圏）				
		2015年(H27) 現在	2025年(R7) 必要量	差
病 床	高度急性期	1, 392床	982床	410床 （超過）
	急 性 期	5, 122	2, 778	2, 344 （超過）
	回 復 期	1, 463	2, 880	▲1, 417 （不足）
	慢 性 期	3, 121	2, 244	877 （超過）
	休 棟 等	346	-	346
	計	11, 444	8, 884	2, 560 （超過）
在 宅 医 療 等		8, 006人/日	11, 097人/日	▲3, 091人/日(不足)
2 地域医療構想推進のための施策の方向性				
病床の機能の分化及び連携の推進、在宅医療・介護連携の推進 など				
■ 取組状況（鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議の取組 H29. 3～R4. 3 参考P5～6）				
○ 公立・公的医療機関の2025年に向けた対応方針の合意 … 9か所合意				
○ 公立・公的医療機関の2025年に向けた対応方針の再検証 … 4か所検証				
○ 病院の開設許可申請に係る調整会議の意見とりまとめ … 3か所実施				
○ 地域医療介護総合確保基金事業補助金に係る意見とりまとめ … 9か所実施				
○ 病床機能再編支援補助金に係る意見とりまとめ … 6件実施				
■ 課題				
○ 回復期病床の増加と急性期・慢性期病床の減少が徐々に進んでいるが、2025年の回復期の必要病床数を確保するまでには至っていない。				
■ 今後の対応				
○ 各医療機関における病床の機能の分化及び連携については、自主的に進められることが前提となっている。地域医療構想調整会議や専門部会を適宜開催し、その進捗状況を共有するとともに、支援策等の情報提供など必要な調整を行う。				
■ 依頼事項等				
○ 医師会、市村におかれては、地域医療構想の推進に引き続き御協力をお願いします。				

なぜ地域医療構想が必要なのか？

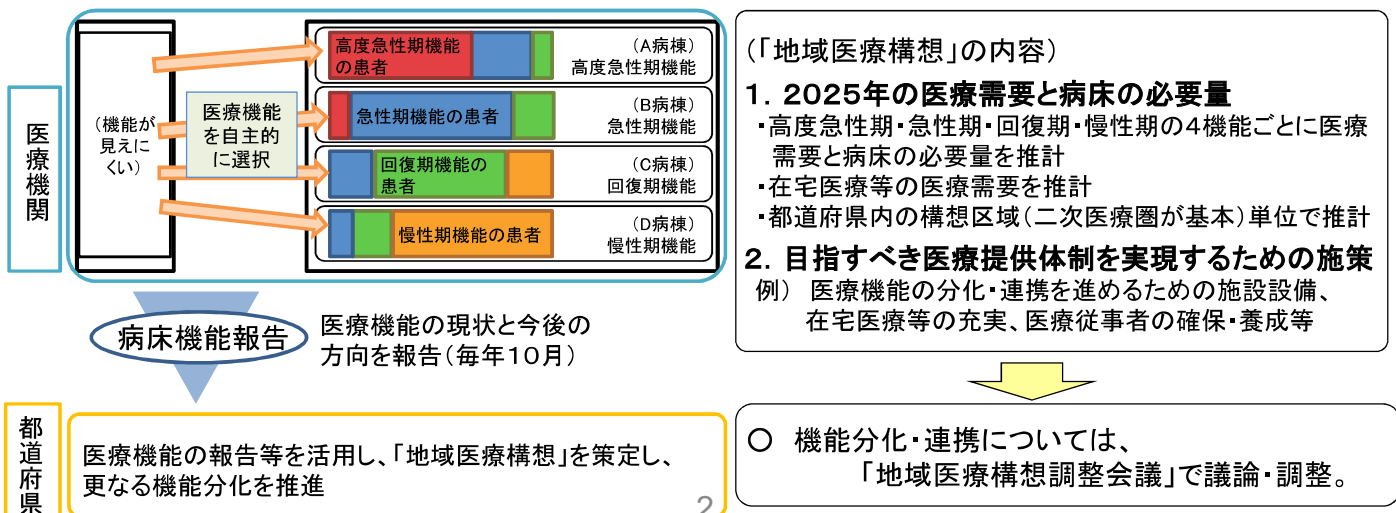
医療における2025年問題

- 2025年とは団塊の世代が75才になる年
－ 医療・介護需要の最大化
- 高齢者人口の増加には大きな地域差
－ 地域によっては高齢者人口の減少が既に開始
- 医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を作ることが必要。

地域医療構想について

H30. 2. 7 厚生労働省通知
「地域医療構想の進め方について」

- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



地域医療構想の実現プロセス

1. まず、医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。都道府県は、**地域医療介護総合確保基金を活用**。
2. 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた**都道府県知事**の役割を適切に発揮。

STEP1 地域における役割分担の明確化と将来の方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「調整会議」での協議を促進。

- ① 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- ② その他の医療機関について、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえた役割の明確化を図る

STEP2「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、「**地域医療介護総合確保基金**」を活用して、医療機関の機能分化・連携を支援。

- ・病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の補助等を実施。

STEP3 都道府県知事による適切な役割の発揮

都道府県知事は、**医療法上の役割を適切に発揮し、機能分化・連携を推進**。

【医療法に定められている都道府県の権限】

- ① **地域で既に過剰**になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、**転換の中止の命令**（公的医療機関等）及び**要請・勧告**（民間医療機関）
- ② 協議が調わない等の場合に、地域で**不足している医療機能を担うよう指示**（公的医療機関等）及び**要請・勧告**（民間医療機関）
- ③ 病院の開設等の許可申請があった場合に、地域で不足している医療機能を担うよう、開設等の許可に条件を付与
- ④ 稼働していない病床の削減を命令（公的医療機関等）及び要請・勧告（民間医療機関）

※ ①～④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の手続きを経る必要がある。

※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。

将来の方向性を踏まえた、自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合は、都道府県知事による適切な役割の発揮が必要となる。

地域医療構想調整会議について

第15回地域医療構想に関するWG（H30.7.20）資料1-1

医療法の規定

- 第30条の14 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。
- 2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

地域医療構想調整会議の協議事項

「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- **都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。**

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

- **公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。**

- **その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。**

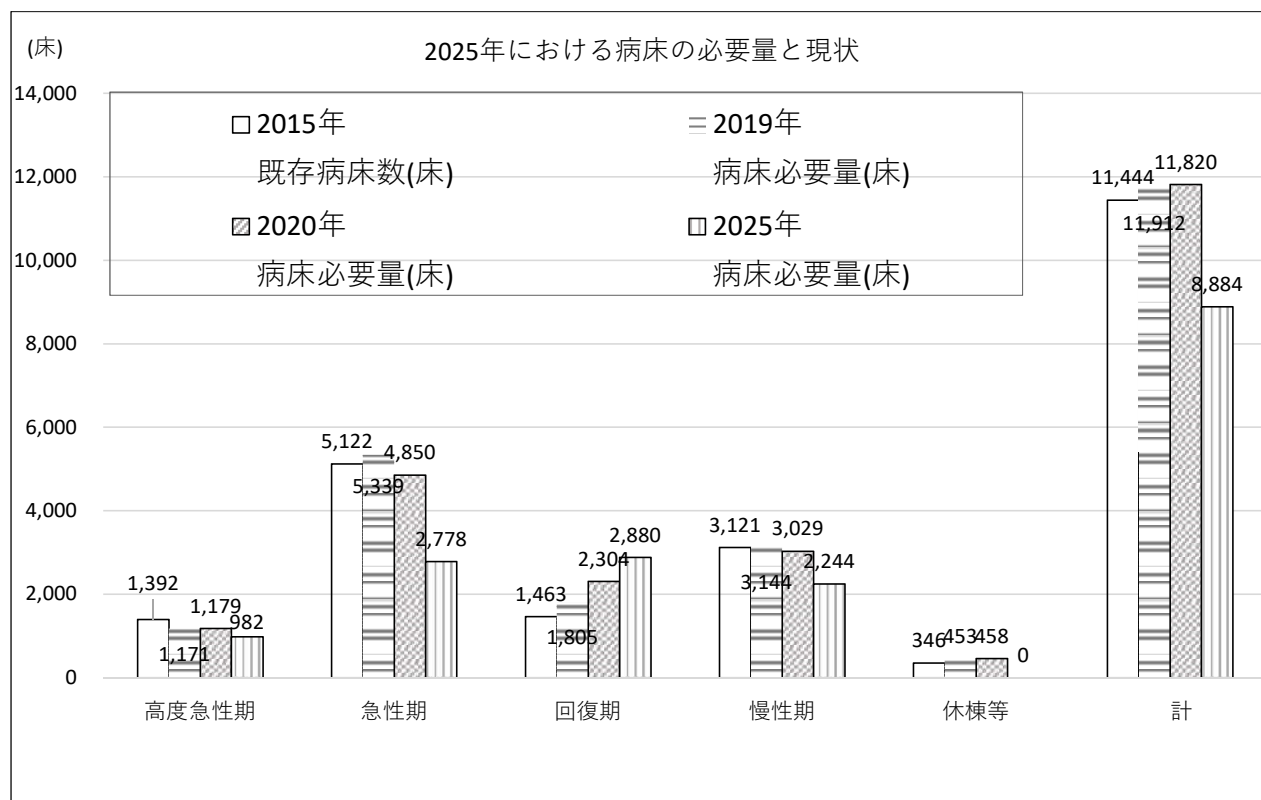
- **上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。**

【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。
 - ・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関
 - ・新たな病床を整備する予定の医療機関
 - ・開設者を変更する医療機関

2025年における病床の必要量と現状(鹿児島保健医療圏)

病床機能	既存病床数(床)			2025年 病床必要量(床)
	2015年 既存病床数(床)	2019年 病床必要量(床)	2020年 病床必要量(床)	
	県地域医療構想策定時(H28)	令和元年度病床機能報告	令和2年度病床機能報告	県地域医療構想策定時(H28)
高度急性期	1,392	1,171	1,179	982
急性期	5,122	5,339	4,850	2,778
回復期	1,463	1,805	2,304	2,880
慢性期	3,121	3,144	3,029	2,244
休棟等	346	453	458	—
計	11,444	11,912	11,820	8,884



令和３年度「鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議」開催状況

開催日時・場所	会議名	協議内容等
令和３年７月１９日（月） 18:30～20:00 鹿児島市医師会館	第４回慢性期及び在宅医療専門部会	(1) 地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床機能再編支援事業）の活用希望について
令和３年７月１９日（月） 20:00～21:00 鹿児島市医師会館	第６回部会長等会議	(1) 地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床機能再編支援事業）の活用希望について (2) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱いについて (3) 医療機関の再編統合に係る意向調査結果の取扱いについて
令和３年８月１７日（火） （書面開催）	第１５回調整会議 （令和３年度第１回）	(1) 地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床機能再編支援事業）の活用希望について (2) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱いについて (3) 医療機関の再編統合に係る意向調査結果の取扱いについて
令和３年９月１３日（月） （書面開催）	第６回回復期専門部会	(1) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関について
令和３年９月１３日（月） （書面開催）	第５回慢性期及び在宅医療専門部会	(1) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関について
令和３年１０月１２日（火） 18:30～19:30 鹿児島市医師会館	第９回高度急性期及び急性期専門部会	(1) 地域医療介護総合確保基金（病床の機能分化・連携支援事業）の活用希望について
令和３年１０月１２日（火） 19:30～20:30 鹿児島市医師会館	第７回部会長等会議	(1) 地域医療介護総合確保基金（病床の機能分化・連携支援事業）の活用希望について (2) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関に対する意見について
令和３年１０月２０日（水） 18:30～20:00 鹿児島市医師会館	第１６回調整会議 （令和３年度第２回）	(1) 病床機能再編支援補助金の活用希望に係る意見照会について
令和３年１２月９日（木） 18:30～20:00 県庁７階会議室	第８回部会長等会議	(1) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関に対する意見について (2) 鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議の進め方について (3) 非稼働病棟（休床）の取扱いについて

令和4年1月27日(木) (書面開催)	第17回調整会議 (令和3年度第3回)	(1) 病床の医療機能の変更を予定している医療機関に対する意見について (1) 鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議の進め方について (2) 非稼働病床(休床)の取扱いについて
------------------------	------------------------	--